

いじめ問題対策委員会設置要綱

- 1 いじめや児童の問題行動の実態を把握し、防止等に関する対策、措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。
- 2 本委員会の目的を以下のとおりとする。
 - (1) 児童一人一人が明るく楽しい生き生きとした学校生活ができるような指導・援助の体制を強化する。
 - (2) 児童の心と行動を多方面からとらえ、共感的、効果的に対応できる校内指導体制を確立する。
- 3 本委員会の具体的な取組として、次に挙げる対策を講ずる。
 - (1) 子どもの日常生活のしつけや家庭教育に関する保護者への啓発行動
 - (2) 児童の学校生活における基本的な生活習慣に対する指導・助言
 - (3) いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための教職員の研修
 - (4) 生き生きとした学級・学校づくりのための特別活動の推進
 - (5) いじめ防止、問題行動の防止のための保護者、教職員による地区巡視活動
 - (6) いじめ、問題行動等に関する情報収集
 - (7) その他のいじめの防止・指導に関して必要な事項
- 4 本委員会の構成は以下のとおりとする。
 - (1) 学校関係
校長，教頭，主幹教諭，教務主任，いじめ・不登校担当，生徒指導主任，養護教諭，学級担任，その他の関係教職員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，等
 - (2) 保護者関係
P T A (会長，副会長，地区会長)
 - (3) 関係機関
唐桑駐在所，小原木駐在所，主任児童委員，民生児童委員，人権擁護委員
- 5 本委員会に、次の役員を置く。
 - (1) 委員長・・・・・・唐桑小学校校長
 - (2) 副委員長・・・・・・唐桑小学校教頭，唐桑小学校 P T A 会長
 - (3) 委員・・・・・・委員長，副委員長以外の構成員
- 6 本委員会は次のとおりとする。
 - (1) 本委員会は委員長が 1 年間に 1 回招集する。ただし、学校内の委員のみによる本委員会も開催できる。
- 7 本委員会の事務に関する事項は教頭が行う。